

令和2年長浜市農業委員会8月定例総会会議録

令和2年8月11日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（19人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑 義彦	2番	伊藤 泰子
	3番	布施 善明	5番	西橋 絹子
	6番	廣田 重夫	7番	八若 和美
	9番	北村 富生	10番	大塚 高司
	11番	堀田 繁樹	13番	多賀 正和
	14番	中島 一枝	15番	近藤 和夫
	16番	廣部 重嗣	17番	家倉 和行
	18番	保積 郷司	19番	池田 美由紀
	20番	松居 利平		

2. 会議に欠席した委員

4番 阿辻 康博

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による貸貸借の解約の通知について

- 議案第497号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第498号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第499号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第500号 農用地利用集積計画案について
議案第501号 土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

19番 池田 美由紀 20番 松居 利平

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会 令和2年8月定例総会を開催させていただきます。

長かった梅雨も明け、やっと夏の空が見られるようになってきましたが、依然として、新型コロナウイルスは全国的に感染拡大が止まらない状況で、本市においても、市内の飲食店でクラスターの恐れのある事例も発生しました。

今一度気持ちを引き締めて、感染防止対策に取り組む必要があると痛感しているところです。

さて、本日の定例総会につきましては、阿辻委員から欠席報告がありましたので、委員総数20名全員の内19名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、7月17日常設審議委員会が守山市において開催され、会長に出席していただきました。当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席しておりません。

続きまして今月の審議事項につきましては、3条申請が2件、4条申請が4件、5条申請が11件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交替の承認、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、農地転用に係る案件につきましては、去る8月3日に当番委員、17番の家倉和行委員、18番の保積郷司委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。

また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、

個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長よろしくお願い致します。

(会長)

連日、新型コロナウイルスの話ばかりですし、梅雨が明けたと思えば猛暑が続いております。農作業をするとなると大変だと思いますが、無理をなさらず、休憩を取るなどして、熱中症に気を付けて、ご自身を守る行動をとっていただきたいと思っております。

当総会におきましても、感染防止対策に取り組みながら、終息がみえない中ではございますが、開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の欠席通告ですが、4番の阿辻康博委員が欠席通告をいただいております。

議事録署名委員報告ですが、19番の池田美由紀委員、20番の松居利平委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはまいります。本日も大変多くの議案がございます。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和2年8月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、田村町地先、畑1筆、472㎡を住宅、倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は水路、西は申請人所有畑、南は水路、北は宅地です。

続いて、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和2年8月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第5の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、余呉町下丹生地先、田1筆、81㎡を家庭菜園にするために盛り土をしたい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、東は県道、西は里道、南は宅地、北は水路です。形状は、現状の高さから1m程度盛土される計画です。

続いて、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和2年8月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計6筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田6筆、12,955㎡の解約です。番号1から番号6のすべてが相対による利用権の解約で、農地中間管理機構へ預け入れるための解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第497号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第497号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和2年8月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が2件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、大辰巳町地先の田1筆、409㎡、畑1筆、49㎡を、合計458㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の田、畑で、現地確認をしたところ、草刈等の管理がされておりました。譲渡人は非農家で申請地の管理ができないことから、現在申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、祇園町地先の畑1筆、187㎡を、贈与で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、野菜が作付けされておりました。譲渡人と譲受人は親子であり、申請地を生前贈与することとなり、申請に至ったものです。

以上、番号1から番号2につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもあ

りますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第497号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第497号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第497号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第498号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第498号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年8月11日、長浜市農業委員会会長名。

議案第498号につきましては、今月の締切までに4件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついていきます案件につきましては、さる7月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、20番の松居利平委員、1番の小畑義彦委員と協議をし、提出している案件です。

現地調査につきましては、令和2年8月3日に、17番の家倉和行委員、18番の保積郷司委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、下山田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでな

い場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、下山田地先、畑、398㎡、転用目的を倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は、北と西と南は雑種地、東は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、昭和50年代頃に山が広域火葬場、こもれび苑の造成土砂として運び出され、その跡地に道路や宅地が広がり、申請地は耕作ができる状態ではなかったため、周囲の景観を損なわないよう表土をコンクリート打ちされ現在に至っております。今回地籍調査により農地転用の手続きができていないことが判明したため申請されたものです。申請地については、従前より農業委員会から是正指導している案件です。

写真をご覧ください。コンテナが3基置かれてあります。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2と3は稲葉町地先の案件で関連がありますので併せて説明いたします。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

先ほど事務局から説明がありましたが、番号2、番号3については関連がありますので併せて報告します。航空写真をご覧ください。番号2、番号3は、土地の表示、稲葉町地先、畑、491㎡と、畑、525㎡転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、北と東と西は農地、南は農地と宅地です。

写真をご覧ください。集落内にあるお寺では門徒は葬儀等を寺院で行っていますが、集落外からの参列者用の駐車場がないため、現在では集落中心部にある東西にはしっており

ます県道にある敷地に駐車されておりまして、交通事情等、問題があったようです。今回、門徒である申請人が寺院と使用貸借契約を結び、貸駐車場として申請されたものです。

現地は平坦な土地であり、防草シートを前面に敷き、その上に砂利を入れて整地をされるとの事です。排水は南側にある排水路に流されます。あわせて、自然浸透も考えており、舗装はしないとの事です。周囲には高さ1.5mほどのフェンスを立てて進入防止、盗難防止に努めたいと話されておりまして。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、田川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受けたいしております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、田川町地先、畑、29㎡、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、東と西は農地、南は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。申請人の先代が平成元年頃に駐車場として利用するために舗装され、現在に至っております。申請人は、相続された際に農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

以上でございます。よろしくお願いたします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第498号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第498号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許

可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第499号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第499号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年8月11日、長浜市農業委員会会長名。

議案第499号につきましては、今月の締切までに11件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第498号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、木之本町黒田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、木之本町黒田地先、畑、68㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、北は雑種地、東と南は道路、西は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、平成22年に完了した土地改良事業により周囲の農地を整備する際に、譲受人の自宅に接した形で形成されたため住宅敷地として利用されていたものです。譲受人は、以前から所有者と譲渡の話を進めて

おられましたが、所有者が亡くなられ、今回相続人である譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、市及び、土地改良区と用悪水路との境界、官民境界ともある程度確認されておりました。雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。なお、この案件は顛末案件でございますので、顛末書が提出されております。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、木之本町黒田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、木之本町黒田地先、田、47㎡、契約内容は売買で、転用目的を倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、西は用悪水路、南は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されています。これは、土地改良事業により造成され自宅敷地に接する形で一体化していたため、譲受人が自己所有地と思い平成19年頃に倉庫を建設され現在に至ったものです。譲受人は、財産整理をした際に自己所有地でないこと、農地転用の手続きができていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、本庄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けたいし

ております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、本庄町地先、田、793㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、北は農地、西は宅地と農地、東は雑種地、南は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の南側に居住しておられます。今回事業の拡張に伴い自宅周辺で資材置場を探されたところ、地元から離れて住んでおられ管理に困っておられる譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

なお、申請地は道路に面しておりませんが、申請地東側の土地も購入され進入路として利用される予定です。東側の土地は登記地目が雑種地のため農地転用の必要はありません。

北の農地との境は高さ1mのL型の擁壁を設置し、西の宅地と農地の境には2段のブロックを積まれます。南の宅地との境にはU字溝を設置され、隣地の農業用水路に土砂流出や濁水等が無いようにしたいと話されました。また、申請地は碎石で整地をされ、排水については南へ勾配をつけて、隣接の農地に影響を及ぼさないようにと話されております。進入路については、平地に4mの進入路を作られます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、八木浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、八木浜町地先、畑、46㎡、契約内容は売買で、転用目的を車庫敷地とした申請です。

周囲の状況は、北と東は農地、西は宅地、南は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されています。これは、譲受人は申請地の西側に居住しており、30年以上前に譲渡人から借り受け車庫を建築され現在に至ったものです。譲受人は今回譲渡人と売買の話がまとまり、登記地目を調べたところ農地転用の手続きが

できていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、永久寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、永久寺町地先、畑、98㎡、契約内容は贈与で、転用目的を農業用倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は、北と西は農地、東と南は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、譲渡人の先代が20年以上前に建築され、現在に至ったものです。譲受人は、息子の協力を得て農業の経営拡大を計画され、息子の家周辺で農業用倉庫の適地を探されたところ、申請地から離れたところに居住され管理に困っている譲渡人との話がまとまり今回申請されたものです。

排水につきましては自然浸透の排水とのこと。本件は顛末案件でございますので、顛末書も提出されております。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、下山田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、下山田地先、畑、70㎡、契約内容は交換で、転用目的を埋設水道管の管理地とした申請です。周囲の状況は、北と東と西は雑種地、南は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、譲渡人が昭和60年頃から集落の生活改善事業に伴い整備され、現在に至ったものです。譲受人は申請地には水道管が埋設されているため、自治会で管理していくことで譲渡人との話がまとまり手続きを進めていたところ、地籍調査により農地転用の手続きができていないことが判明したため申請されたものです。

申請地北側の山の上は、隣の上山田地先の浄水路、水道を送る為の配水池があります。その為、山の下に水道管が埋設されています。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。申請地については、従前より農業委員会から是正指導している案件です。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、下山田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、下山田地先、畑、118㎡、契約内容は交換で、転用目的を排雪地とした申請です。周囲の状況は、北と西は道路、東と南は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、譲渡人が昭和60年頃から集落の生活改善事業に伴い整備され、整備後譲受人が集落内道路等の雪の集積所に利用され現在に至ったものです。南側の土地は、道路敷地として自治会が管理されています。

譲受人は、申請地を自治会管理で利用していくことで、譲渡人と話がまとまり手続きを進めていたところ、地籍調査により農地転用手続きが出来ていないことが判明したため今回申請されたものです。申請地については、従前より農業委員会から是正指導している案件です。

ここ数年は降雪量が少ないとの事ですが、以前、当地域は最多の積雪量で集落内での道路は狭く、集落内道路等の雪の集積所に利用したいと話されました。また、春にはコスモス等を植えて、環境面にも配慮したいとも話されておりました。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、東上坂町地先、田、1,008㎡、畑、27㎡、計1,035㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、北は農地、東は道路、西と南は雑種地です。写真をご覧ください。賃借人は、滋賀県を中心に太陽光発電事業を営んでいる会社です。今回、湖北地区で太陽光発電事業を計画し、平地で障害もなく太陽光発電事業に必要な日照も十分確保できる適地を申請地付近で探されていたところ、高齢で管理に困っていた賃貸人との間で話がまとまり申請されたものです。

この田につきましては、盛土をせず、現状のまま太陽光発電施設を設置し、周囲には柵を設置されます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、木之本町千田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、木之本町千田地先、畑、218㎡、契約内容は贈与で、転用目的を駐車場及び倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は、北は道路、西と南は宅地、東は雑種地です。

写真をご覧ください。申請地は、一部造成されております。これは、譲受人が最近近くの工事現場から発生した土砂を今回の目的に使用したいと考え搬入されたものです。今回の申請にあたって、農地等調査委員会の当番協議の結果、撤去され是正されております。

譲受人は、タイル工事業を営んでおり、現在の倉庫の老朽化が激しく解体する必要がある、自宅周辺で新しく倉庫を建築される計画を立てられたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

申請地の盛土については、北側の道路に高さに調整をされるということです。排水につきましては自然浸透を含めて、南側の排水路へながすとの事です。本案件は顛末案件でございますので、顛末書を提出されております。現場確認後、すでに撤去されており、是正されておりました。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、徳山町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は、土地の表示、徳山町地先、畑、1,865㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、北は農地と宅地、東と南は道路、西は農地です。

写真をご覧ください。賃借人は、滋賀県を中心に太陽光発電事業を営んでいる会社です。今回、湖北地区で太陽光発電事業を計画し、平地で障害もなく太陽光発電事業に必要な日

照も十分確保できる適地を申請地付近で探されていたところ、管理に困っていた賃貸人との間で話がまとまり申請されたものです。申請番号8と同じ太陽光発電事業を営んでいる会社です。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号11、三田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号11について報告します。航空写真をご覧ください。番号11は、土地の表示、三田町地先、畑、273㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北と西は道路、東は雑種地、南は宅地です。

写真をご覧ください。借受人は、現在市外のアパートに居住していますが、両親が高齢になり実家近くに住居の建設計画を立てられ、集落内で適地を探されたところ貸渡人との話がまとまり申請されたものです。

申請地は隣接地の関係もございまして、最小限の整地を行い、住宅を建築されます。また、雨水、排水につきましては北側へ流すと話されております。上下水道においても、同様にされます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第499号について、ご意見ご質問を求めます。

(多賀委員)

番号8と10の太陽光発電施設についてですが、耕作放棄になるくらいならこのような太陽光発電施設にさせていただくのも良いとは思いますが、その後の管理が出来てないところが見受けられます。そうなった場合の規制や指導等はどこが行うもののでしょうか。

(事務局)

農地転用が行われてしまいますと農地でなくなってしまうので農業委員会の権限ではなくなるのですが、周囲の環境とマッチしていない、または隣接に影響を及ぼすとなりますと、環境保全の面で調整できることになるのかと思います。

(多賀委員)

番号10についてですが、申請の面で来られた時、太陽光発電事業を営んでいる会社の方に設置後の管理等について聞いたが分からないと言われ、設置後の管理についてもお願いするようにと伝えた。その会社だけでいえることではなく、他の会社でされた所でも、雑草の管理が不十分に思う。農業委員会では出来ないのかもしれませんが、せっかく耕作放棄地の解消としてされるのであれば、管理等の指導をされる場所があつていいのではないかと思います。

(事務局)

現地調査の際に太陽光発電事業を営んでいる会社の方については、定期的に除草等もし、それでも追いつかないところは防草シートを敷き、砕石を敷くとおっしゃっていましたので考えておられていることだと思います。また、許可書をお渡しする際にもしっかり指導をさせていただきたいと思います。

(会長)

その他にございませんか。

私から質問しますが、下山田は今回で終了ですか。

(事務局)

ほとんど完成しつつありますが、あと少しございます。

(会長)

わかりました。その他にございませんか。

(廣部委員)

番号5についてですが、譲渡人、譲受人、共に地元の方でなく、農業用倉庫を贈与となっておりますが、譲受人がどちらで農業をなさっている農家の方なのでしょうか。

(事務局)

番号5の譲受人の方は、主に居住地付近でされておられます。面積につきましても十分に

農家としてお持ちになっておられます。数年前に申請地付近で畑を購入されており、耕作されておられます。この付近で息子家族が居住されており、また、申請地付近での農地の取得の話もあり、農業用倉庫として申請されました。

(廣部委員)

わかりました。

(会長)

他にございませんか。その他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第499号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第500号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第500号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和2年8月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件がございます。農用地利用集積計画集計をご覧ください。相対による利用権の設定につきましては、貸し手1人に対して借り手が2人で、筆数は6筆、合計の面積で、10,161㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定についてと記載されているページの番号1から番号6につきましては相対によるもので、認定農業者に利用権設定される計画です。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第500号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第500号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり

り農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第501号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第501号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和2年8月11日、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、議案書でございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました25件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借および使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第501号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第501号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

次に、報告及び協議事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和2年8月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和2年9月の農業委員会定例総会につきましては、令和2年9月10日、木曜日の午後1時30分から、高月支所、3階、3A会議室で予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

3点目、令和2年9月の農地転用の現地調査につきましては、令和2年9月3日。木曜日の午前8時30分から、市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、19番の池田委員、20番の松居委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

4点目、令和2年8月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和2年8月21日、金曜日、午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、14番の中島委員、17番の家倉委員です。よろしくお願いいたします。

(閉会)